

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

このことについて、別紙のとおり制定することとする。

(提案理由)

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則の制定については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 20 年熊本県教育委員会規則第 5 号）

（委任）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) (略)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること

(3)～(25) (略)

2 (略)

1 規則改正の必要性

熊本県立ゆうあい中学校（以下「ゆうあい中学校」という。）の新設に伴い、関係規則を一部改正する必要がある。

- ・ 熊本県立学校管理規則
- ・ 熊本県立中学校学則
- ・ 熊本県立中学校の通学区域に関する規則

【参考】 ゆうあい中学校の新設に係る経緯

- 令和4年7月 熊本県夜間中学設置基本方針を策定
- 令和5年3月 校名案決定
- 令和5年6月 熊本県立学校条例の一部を改正する条例の公布
※施行日（学校設置日）令和5年8月1日
- 令和5年8月 生徒募集開始
入学希望者面接、入学者決定
- 令和6年4月 開校

2 規則の改正内容

（1）熊本県立学校管理規則（議案第2号関係）

①第6条の4（夜間中学の教育課程に関する規定）

- ・ ゆうあい中学校において、生徒の実情に応じた特別の教育課程を編成することができることとする。

②施行日 令和5年8月1日

(2) 熊本県立中学校学則（議案第3号関係）

①第13条の2（夜間中学の教育課程に関する規定）

- ・ ゆうあい中学校の教育課程について、熊本県立学校管理規則において定める規定を設ける。

②第17条（入学の手続等に関する規定）、第20条（編入学の手続に関する規定）

- ・ 現行規則には、「校長が、入学志願者に対し、選抜のうえ入学を許可する。」等とあるが、ゆうあい中学校の入学においては選抜を実施しないため、入学の手続等に関する規定を設ける。入学願その他必要な書類及び面接の結果を資料として用いた入学者の審査に基づいて、校長がこれを許可することとする。

③第21条の2（夜間中学の生徒の休学の手続等に関する規定）、第21条の3（夜間中学の生徒の復学の手続等に関する規定）

- ・ 現行規則には、休学及び復学の規定がないため、ゆうあい中学校の生徒の休学及び復学の手続等に関する規定を設ける。
- ・ 休学の期間は、1月以上1年以内とするが、特別の事情がある場合には、休学の期間を満2年に達するまで延長することができることとする。

④第24条（出席停止に関する規定）

- ・ 現行規則では、感染症に係る出席停止について、「その保護者に対し、生徒の出席停止を命ずることができる」とあるが、ゆうあい中学校の生徒は学齢を超過しているため、当該生徒に命ずることができることとする。

⑤その他 所要の規定の整理を行う。

⑥施行日 令和5年8月1日

(3) 熊本県立中学校の通学区域に関する規則（議案第4号関係）

①第3条（通学区域に関する規定）

- ・ 現行規則には、「通学区域は、保護者の生活の本拠をもって定めるものとする。」とあるが、ゆうあい中学校の通学区域は、当該生徒の生活の本拠をもって定めることとする。

②施行日 令和6年4月1日

規則案の概要

1 規則の名称

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則

2 制定の必要性

熊本県立ゆうあい中学校の新設に伴い、関係規定を整備する必要がある。

3 内容

- (1) 熊本県立ゆうあい中学校において、生徒の実情に応じた特別の教育課程を編成することができることとする。（第6条の4関係）
- (2) この規則は、令和5年8月1日から施行する。

熊本県教育委員会規則第 号

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則

熊本県立学校管理規則（昭和32年熊本県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の3の次に次の1条を加える。

（夜間中学の教育課程）

第6条の4 熊本県立ゆうあい中学校においては、学校教育法施行規則第79条において準用する同令第56条の4の規定により、特別の教育課程を編成することができる。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

熊本県立学校管理規則(昭和32年熊本県教育委員会規則第6号)新旧対照表

旧	新
(新設)	<p>(夜間中学の教育課程) <u>第6条の4 熊本県立ゆうあい中学校においては、学校教育法施行規則第79条において準用する同令第56条の4の規定により、特別の教育課程を編成することができる。</u></p>